

市第45号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 125 号の 8 を次のように改める。

(125) の 8 マンションの再生等の

円滑化に関する法律（平成14年
法律第78号）第 163 条の59第 1
項の規定に基づくマンションの
容積率又は各部分の高さの特例

許可申請手数料	1 件につき	160,000 円
---------	--------	-----------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの各部分の高さ及びマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する

。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上 段}}{\text{下 段}}$ $\frac{\text{改 正 案}}{\text{現 行}}$ ）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 125 号の 7 の 3 まで省略）

(125) の 8 マンションの再生等の
マンションの建替え等
円滑化に関する法律（平成 14 年
の円滑化に関する法律（平成 14
法律第 78 号）第 163 条の 59 第 1
年法律第 78 号）第 105 条第 1 項
項の規定に基づくマンションの
の規定に基づくマンションの建
容積率又は各部分の高さの特例
替えにより新たに建築されるマ
許可申請手数料
ンションの容積率の特例許可申

請手数料

$\frac{1 \text{ 件につき}}{1 \text{ 件につき}}$

$\frac{160,000 \text{ 円}}{160,000 \text{ 円}}$

（第 126 号から第 200 号まで省略）